

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。

行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前につける。

行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。